

小笠原のペットに関するアンケート 結果概要

**小笠原のペットに関するアンケート
ご協力のお願い**

日頃より、小笠原村の環境行政にご協力いただき、ありがとうございます。
平成23年、愛玩の生き物たちが織り成す独自の生態系が、生物多様性を示す資本として価値を持つことが認められ、小笠原は世界自然遺産となりました。
一方で、様々な外来種の侵入による生態系への深刻な影響が続いており、その対策が関係行政機関・団体等により進められています。
その取組の一環として「新たな外来種の侵入・拡散防止」のための検討が進められています。その中では、イヌ、ネコ以外のペットとなるような動物についても外来生物となりうるものご指摘をいただいております。村では、ペットとして飼われている動物の適正飼養の推進や、ペット等が野生下に放たれ、外来生物となって生態系に影響を及ぼさないようにするための、具体的な制度の検討を進めています。
そこで、**村民の皆さまがどのような動物をどのように飼っているかを把握させていただき、今後の検討に反映させたいと考えています。**

このアンケート調査は、当社にお住まいの全世帯に回信を願っております。ご回答いただいた方はすべて無記名で処理し、プライバシーの保護に配慮します。
皆さまのご意見をうかがうことは、今後の取組のために重要なことですので、ご多忙とは存じますが、ご理解ご協力のほど、よろしくお問い合わせ申し上げます。

平成30年9月 小笠原村

【ご記入にあたってのお願い】

- ご回答は、世帯の代表（世帯主または世帯の力）がご記入ください。
- ご回答方法は、おてはまる項目を選び、**養育を〇で囲み**てください。「その他」を並べられた場合は、**養育を〇で囲み**、**()内に具体的な内容を**ご記入ください。
- ご記入が終わりましたら、**＜回答票＞のみを高信用封筒に入れて、10月19日（金）**までに、お近くのポストにご投函ください。
もしくは、村役場と直接お話し、**回収票**を回収しておりますので、**10月19日（金）**までに、**＜回答票＞のみ**をお入れください。
- アンケートについてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

小笠原村 環境課
TEL 04998-2-3111 FAX 04998-2-3222
E-mail shizenkankou@vil.ogisawara.tokyo.jp

ペットに関する新しい条例について検討しています

小笠原村では、新たな外来種を生み出さないようペットを適正に管理するための条例の制定を検討しています。

新しい条例の背景

- ペットを飼うなど、生きものとふれあうことは大切なことですが、自然環境の破壊や生態系に、負の影響を及ぼすおそれのある生き物を飼育する可能性があり、ペットの取扱いにも注意が必要です。
- 小笠原では、「人とネコと野生動物の共存」をテーマ、全道初のネコ飼育者向けのガイドラインを策定し、全国的にも大きな成果を上げてきました。
- ネコ対策の経験を活かして、ペットをきちんと飼うことで、世界自然遺産の生態系を守りつづけること、人のペットも幸せに暮らせる社会の実現につなげていこうと考えています。

検討の経過

- 平成27年10月から、地域の関係団体と行政機関とで検討会議（愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関するワーキンググループ（WG））を設置して、議論を重ねてきました。その結果、**畜舎への搬入による動物の飼育制限**が、ペットを適正に管理し「人とペットとの共生動物の飼育者へのガイドライン」に盛り込まれることとなりました。
- 平成29年11月には、検討状況を「人とネコと野生動物が共存する島づくりシンポジウム」（父・母編）でお知らせし、ご意見をいただきました。
- いただいたご意見をふまえて、今年の1月と3月に再度WGを開催し、条例の内容について更に検討を加えました。
- 今後条例の「養育」に関する部分について、議論を進め、今年度中に条例を策定する予定です。

条例案（検討中）の概要～ネコ条例を発展させて、ペット条例を制定～

目的	人とネコと野生動物の共存を促進した生態系保全
制度の趣旨	イヌやネコ以外の生き物を持つペット飼育動物の飼育主（飼育者も含む）
飼育登録、持込申告に関する規定	飼育登録・持込申告の義務（第1） 飼育登録に準じての条件を規定
適正飼養に関する条件	飼育登録・持込申告の義務 飼育者の義務、動物の適正飼養、繁殖制限の義務、飼育者の義務、遺棄・放出の禁止（家畜等も含む）、飼育状況報告義務。
罰則、罰金、没収	遺棄・放出の罰則（罰金没収）を規定 飼育登録・持込申告の罰則（没収2万円） 適正飼養に関する条件（没収1万円）

※1：今後、小笠原で飼える動物は、哺乳類を除く（イヌ、ネコ、ウサギ、モルモット、ハムスター、鳥類）については、**ペット動物の飼育、ケアガイドライン**に規定することを検討しています。ただし、畜舎を併設している、また、既に飼育されている飼育者の方から動物を譲渡して飼うこと（子猫からの譲渡や譲り受け等）は従来通りであることを検討しています。

2019年8月

アンケートの目的と対象

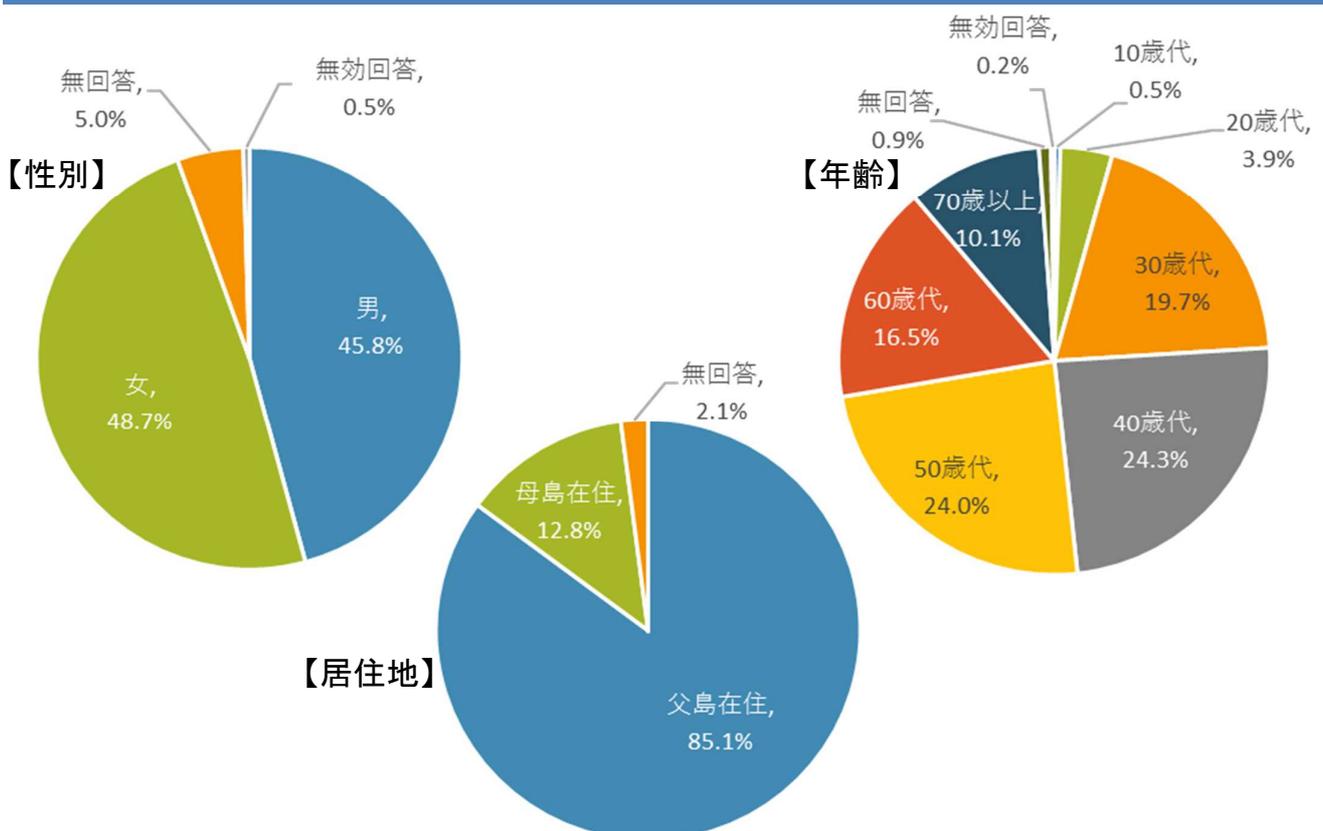
- 小笠原村では、愛玩動物等の適正な管理に関する条例づくりを進行中
- 村内のペット飼養状況を把握し、条例検討に反映するため
- 小笠原村の全世帯を対象に2018年9～10月に実施

アンケートの概要

- 【対象者】 小笠原村の全世帯
- 【配布数】 1,530世帯
- 【調査法】 各戸配布、郵送または
村役場・母島支所の回収箱へ提出
- 【調査期間】 2018年9月20日～10月19日
- 【回収状況】 437
- 【回答率】 28.6%

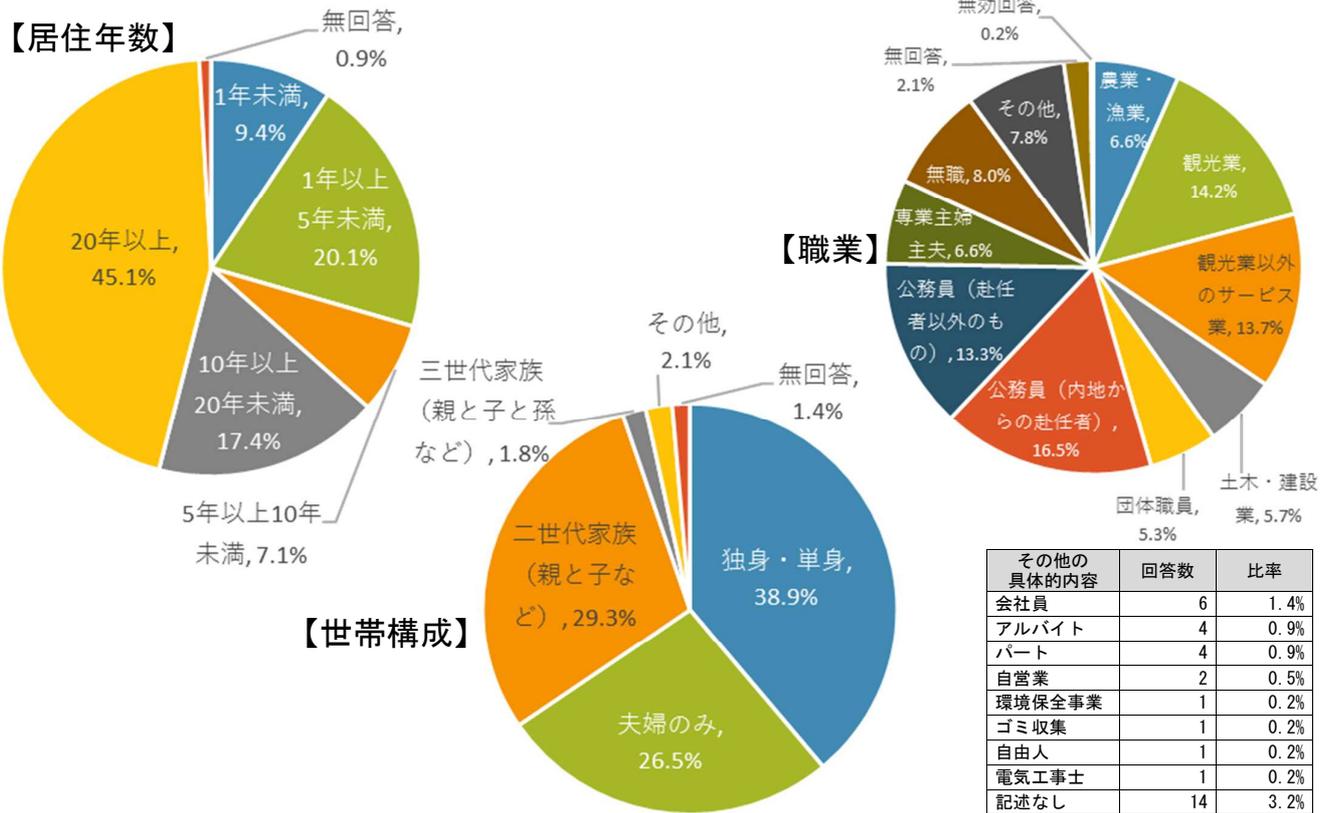
回答者の属性①

(有効回答437)



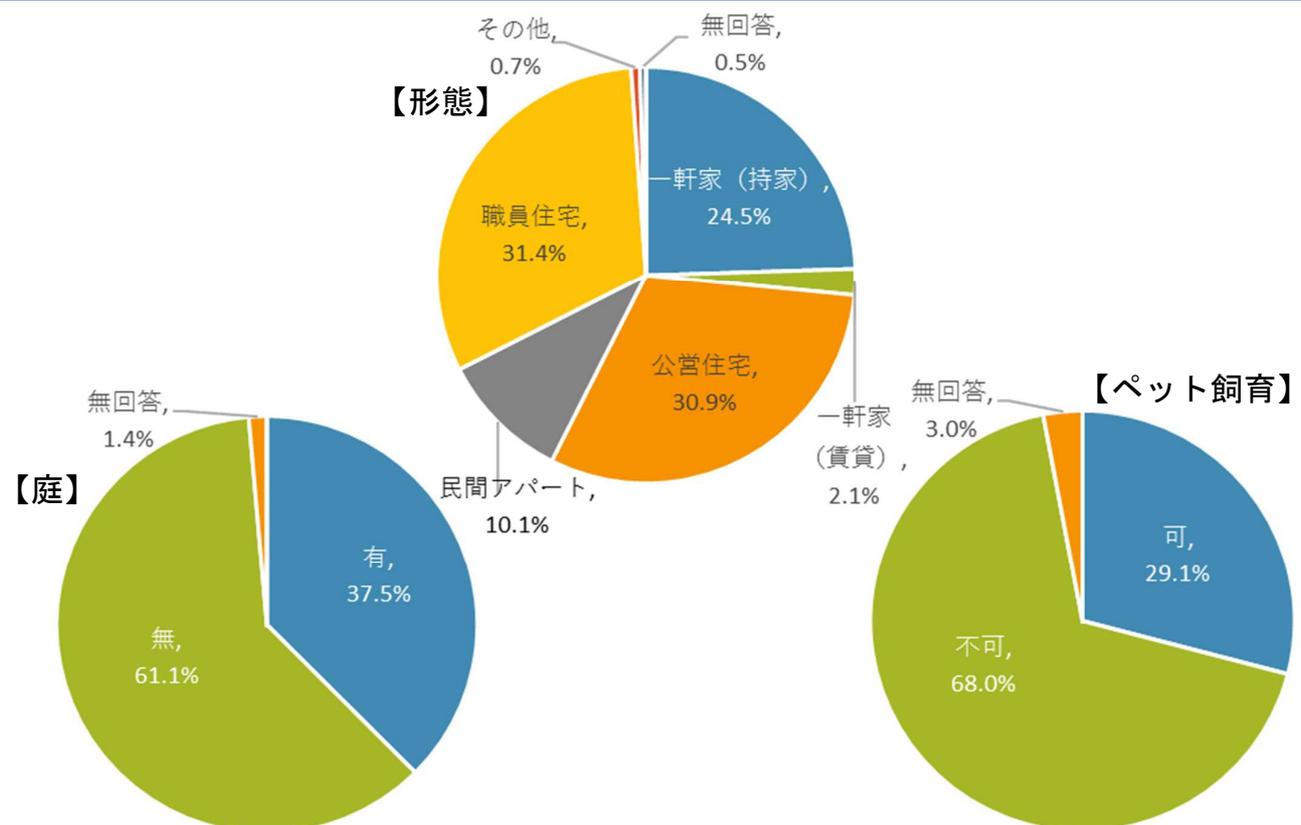
回答者の属性②

(有効回答437)



回答者の属性③ 居住環境

(有効回答437)

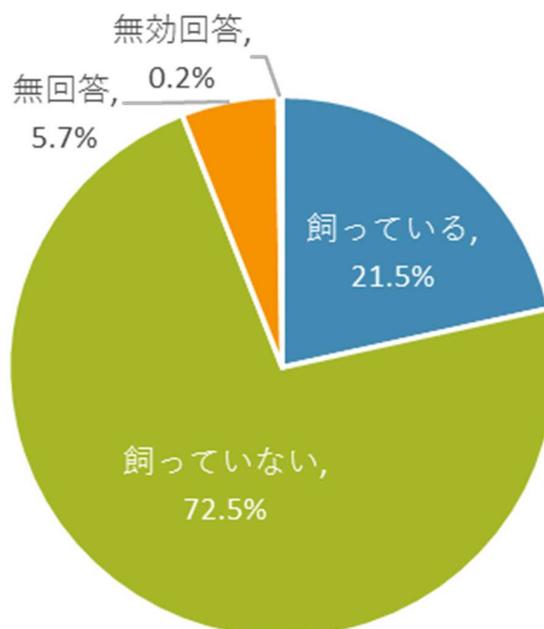


結果概要

- A) 現在のペット飼養状況
- B) 将来のペット飼養意向
- C) 過去のペット飼養実績
- D) ペットの飼育困難時の対応
- E) ペットのトラブル経験
- F) ペットに関する意見・感想

A) 現在のペット飼養状況①

問 現在、あなたが飼っている動物について、あてはまる項目を1つ選んでください。



A) 現在のペット飼養状況②-1

問 飼っている方は、全ての動物の具体名、数、入手場所、飼養期間、飼養場所などをお書きください。

分類	具体名	世帯数	個体数	入手場所	最長飼養期間	飼育場所
哺乳類		74 世帯	109 個体			
	イヌ	35 世帯	46 個体	島内、内地など	15 年	屋内、屋外
	ネコ	26 世帯	44 個体	島内、内地、猫待ちなど	12 年 5 か月	屋内、屋外
	ハムスター	6 世帯	8 個体	内地	2 年 1 ヶ月	屋内
	モルモット	3 世帯	3 個体	内地	6 年	屋内
	ヤギ	2 世帯	3 個体	内地	10 年	屋外（庭、畑）
	ウサギ	1 世帯	不明	島内	不明	不明
	ラット	1 世帯	5 個体	内地	5 年	屋内
鳥類		12 世帯	171 個体			
	インコ	5 世帯	6 個体	島内、海外	30 年	屋内
	鶏	3 世帯	125 個体	島内	20 年	屋外（庭）
	烏骨鶏	1 世帯	16 個体	内地	10 年	屋外（畑）
	七面鳥	1 世帯	2 個体	内地	20 年	屋外
	アイガモ	1 世帯	12 個体	内地	20 年	屋外
	ガチョウ	1 世帯	10 個体	内地	9 年	屋外

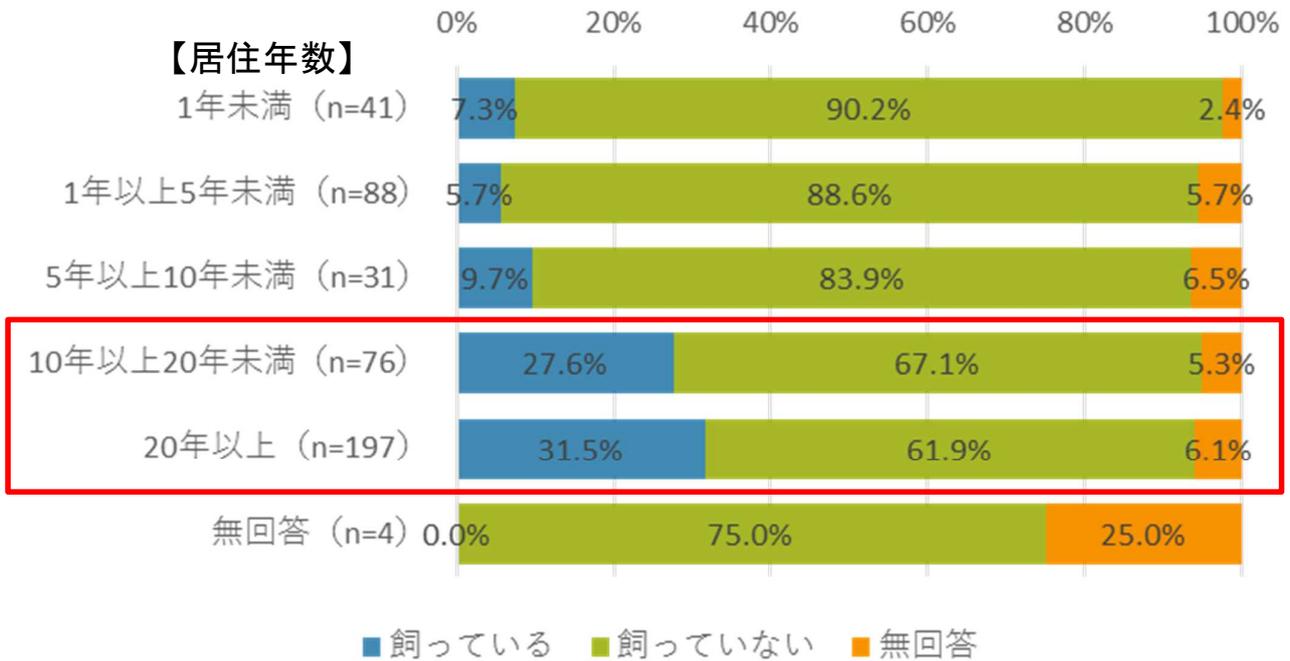
A) 現在のペット飼養状況②-2

問 飼っている方は、全ての動物の具体名、数、入手場所、飼養期間、飼養場所などをお書きください。

分類	具体名	世帯数	個体数	入手場所	最長飼養期間	飼育場所
両生爬虫類		8 世帯	13 個体			
	カメ	6 世帯	8 個体	島内（八瀬川など）、内地	23 年	屋外
	カエル	1 世帯	3 個体	内地	4 年	屋内
	ヤモリ	1 世帯	2 個体	内地	2 年	屋内
昆虫類		9 世帯	17 個体以上			
	クワガタムシ	5 世帯	13 個体	内地	6 年	屋内
	カブトムシ	2 世帯	4 個体	内地	1 年	屋内
	セイヨウミツバチ	1 世帯	多数	島内	不明	屋外
	蝶	1 世帯	多数	内地	不明	屋内
魚類		18 世帯	366 個体以上			
	グッピー	15 世帯	多数	島内（コペペ、清瀬川など）、内地	14 年	屋内、屋外
	その他熱帯魚	2 世帯	21 個体	内地	3 年	屋内
	ティラピア	1 世帯	不明	島内	不明	不明
	オガサワラヨシノボリ	1 世帯	1 個体	島内	8 年	屋内
甲殻類		5 世帯	20 個体			
	エビ	4 世帯	19 個体	島内（奥村川）	1 年	屋内
	ザリガニ	1 世帯	1 個体	内地	2 年	屋内
貝類		1 世帯	不明			
	タニシ	1 世帯	不明	島内	3 か月	屋内

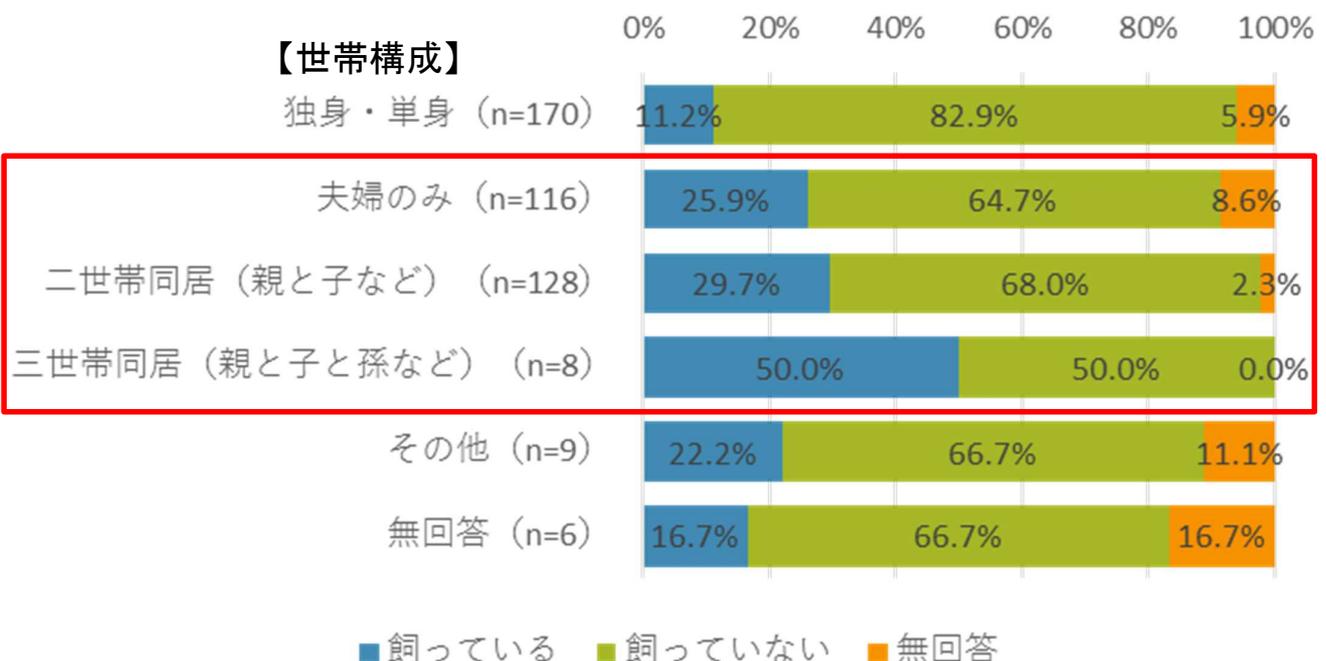
A) 現在のペット飼養状況③-1

問 現在、あなたが飼っている動物について、あてはまる項目を1つ選んでください。 【居住年数別のクロス集計】



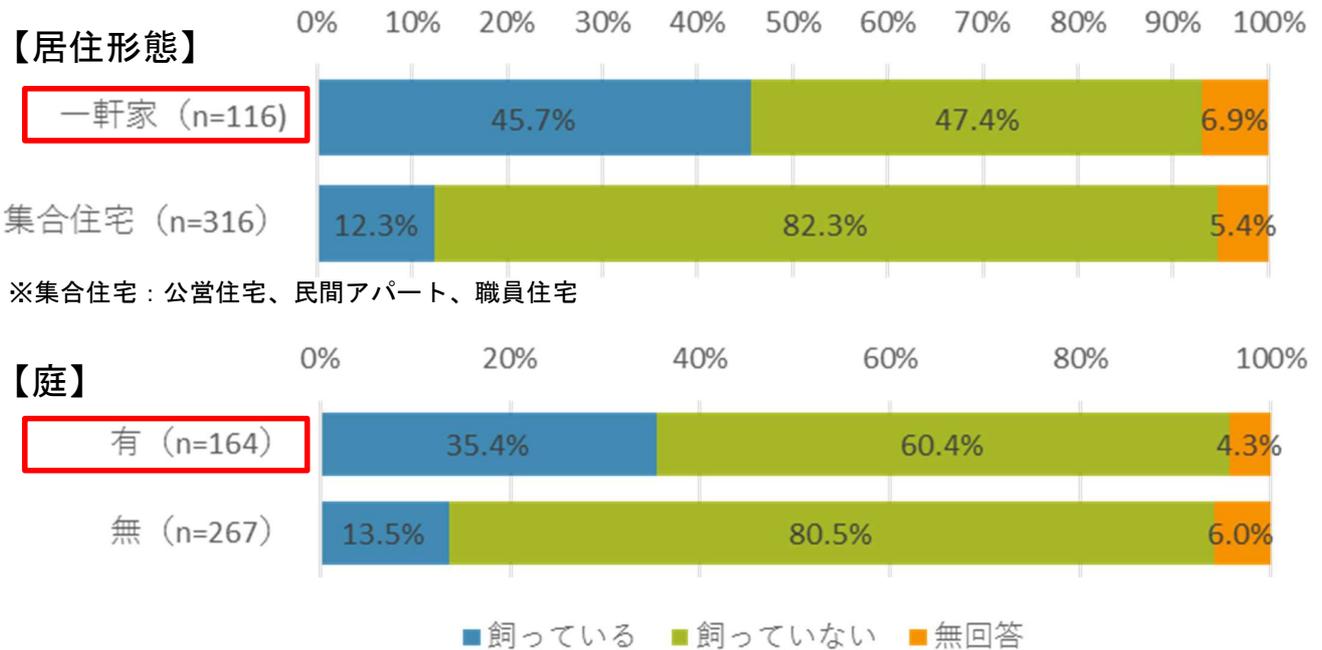
A) 現在のペット飼養状況③-2

問 現在、あなたが飼っている動物について、あてはまる項目を1つ選んでください。 【世帯構成別のクロス集計】



A) 現在のペット飼養状況③-3

問 現在、あなたが飼っている動物について、あてはまる項目を1つ選んでください。【居住形態・庭の有無別のクロス集計】



A) 現在のペット飼養状況（その他）

問 現在、あなたが飼っている動物について、あてはまる項目を1つ選んでください。

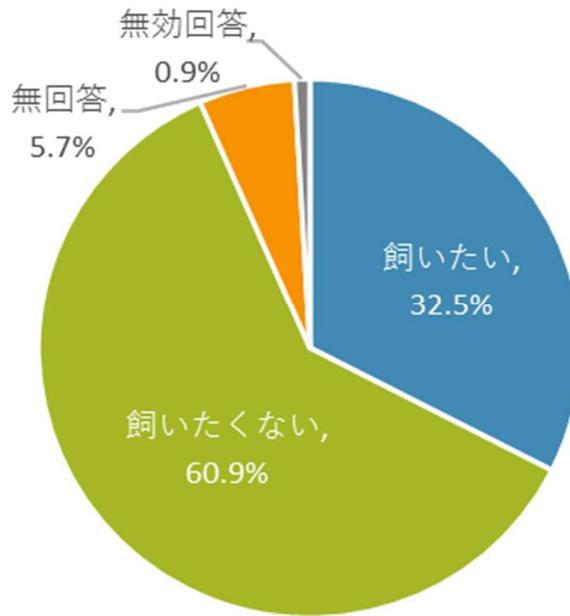
飼っている方は、全ての動物の具体名、数、入手場所、飼養期間、飼養場所などをお書きください。

【回答結果の傾向】

- ◆ 一軒家、庭付きの家では、イヌ、ネコが多く飼われている
- ◆ 特にイヌを飼っていると回答した世帯のほとんどは一軒家
- ◆ 集合住宅では、グッピー、ネコが多く、その他にハムスター、水生生物、昆虫、カメといった小動物がよく飼われている

B) 将来のペット飼養意向①

問 今後、あなたが新たに飼いたい動物について、あてはまる項目を1つ選んでください。



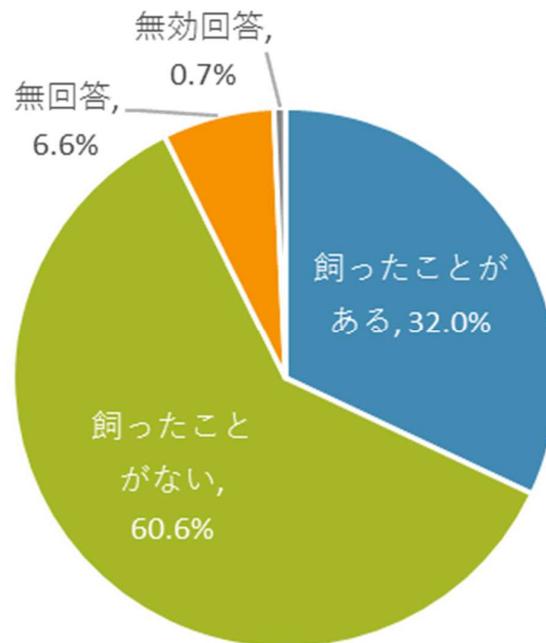
B) 将来のペット飼養意向②

問 飼いたい方は、全ての動物の具体名をお書きください。

分類	種名	回答数	分類	種名	回答数	
哺乳類 計 176	イヌ	78	両生類・ 爬虫類 計 9	カメ	2	
	ネコ	60		ヘビ	2	
	ウサギ	9		イモリ	1	
	ハムスター	7		ウーパールーパー	1	
	ハリネズミ	5		オタマジャクシ	1	
	フェレット	3		カメレオン	1	
	カワウソ	3		ヒョウモントカゲモドキ	1	
	モルモット	2		昆虫類	カブトムシ	2
	サル	2		魚類 計 18	熱帯魚・外来魚	5
	ウマ・ポニー	2	金魚		4	
	ブタ	2	グッピー		2	
	モモンガ	1	ウナギ		1	
	カピバラ	1	タナゴ類		1	
	ヤギ	1	海水魚		1	
	鳥類 計 25	インコ	12	島内魚類	1	
フクロウ		4	魚	3		
文鳥		2	甲殻類	テナガエビ	1	
うずら		1	島にいる生物	1		
オウム		1	特定の種は決めていない	1		
ジュウシマツ		1				
ハト		1				
ひよこ		1				
ペンギン		1				
鳥		1				

C) 過去のペット飼養実績①

問 これまでに、あなたが小笠原で飼ったことがある動物について、あてはまる項目を1つ選んでください。



C) 過去のペット飼養実績②-1

問 飼ったことがある方は、全ての動物の具体名、数、入手場所、飼養期間、飼養場所などをお書きください。

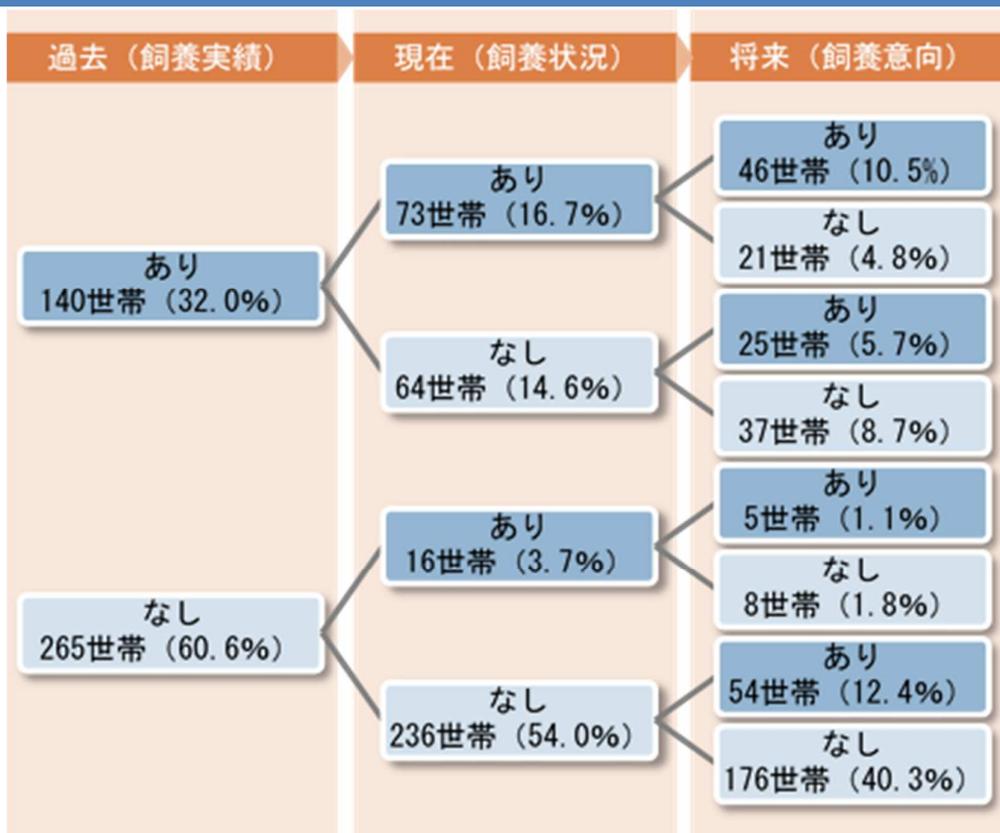
分類	具体名	世帯数	個体数	入手場所	最長飼養期間
哺乳類		118 世帯	194 個体		
	イヌ	53 世帯	73 個体	島内、内地、海外	20 年
	ネコ	33 世帯	約 80 個体	島内、内地、里親など	22 年
	ハムスター	12 世帯	20 個体	島内、内地	4 年
	ウサギ	9 世帯	28 個体	島内、内地	10 年
	フェレット	4 世帯	6 個体	内地	8 年
	ヤギ	3 世帯	5 個体	島内	15 年
	チンチラ	1 世帯	2 個体	内地	2 年
	羊	1 世帯	1 個体	島内	5 年
	ブタ	1 世帯	1 個体	島内	1 年
	オオコウモリ	1 世帯	1 個体	島内 (飛来)	1 ヶ月
鳥類		18 世帯	147 個体		
	インコ	6 世帯	10 個体	島内、内地	15 年
	ニワトリ	4 世帯	26 個体	島内、内地	20 年
	オナガミズナギドリなどの海鳥	1 世帯	100 個体	島内 (落鳥等)	1 日~1 ヶ月
	オウム	1 世帯	1 個体	内地	6 年
	ブンチョウ	1 世帯	1 個体	内地	6 年
	十姉妹	1 世帯	1 個体	島内 (飛来)	12 年
	九官鳥	2 世帯	4 個体	島内、内地	20 年
	チャボ	1 世帯	1 個体	島内	2 年
	ひよこ	1 世帯	1 個体	島内	3 ヶ月
	カツオドリ	1 世帯	1 個体	島内	6 か月
	メジロ	1 世帯	不明	島内	不明

C) 過去のペット飼養実績②-1

問 飼ったことがある方は、全ての動物の具体名、数、入手場所、飼養期間、飼養場所などをお書きください。

分類	具体名	世帯数	個体数	入手場所	最長飼養期間
両生爬虫類		13 世帯	24 個体		
	カメ	8 世帯	15 個体	島内、内地	15 年
	ウーパールーパー	1 世帯	3 個体	内地	1 年
	イグアナ	1 世帯	2 個体	島内	1 年
	ブラーミニメクラヘビ	1 世帯	1 個体	島内	1 ヶ月
	ヤモリ	1 世帯	1 個体	島内	0.5 か月
昆虫類		22 世帯	79 個体		
	カブトムシ	12 世帯	40 個体		2 年
	クワガタ	8 世帯	19 個体	内地	6 ヶ月
	キリギリス	1 世帯	10 個体	内地	5 か月
	カイコ	1 世帯	10 個体	内地	1 か月
	コオロギ	1 世帯	不明	内地	3 か月
魚類		34 世帯	465 個体		
	グッピー	17 世帯	272 個体	島内（清瀬川など）、内地	15 年
	金魚	9 世帯	51 個体	島内、内地	5 年
	熱帯魚	4 世帯	70 個体	島内、内地	8 年
	ティラピア	1 世帯	20 個体	島内	6 か月
	チチブモドキ	1 世帯	2 個体	島内（奥村川）	4 年
	海水魚	1 世帯	多数	島内	1 年
	魚	1 世帯	50 個体	不明	3 年
甲殻類		6 世帯	28 個体		
	エビ	5 世帯	28 個体	島内（清瀬川など）、内地	7 年
	カニ類	1 世帯	多数	島内	1 ヶ月
	アメリカザリガニ	1 世帯	2 個体	内地	1 年
その他		1 世帯	1 個体		
	ウミウシ	1 世帯	1 個体	島内（宮之浜）	1 か月

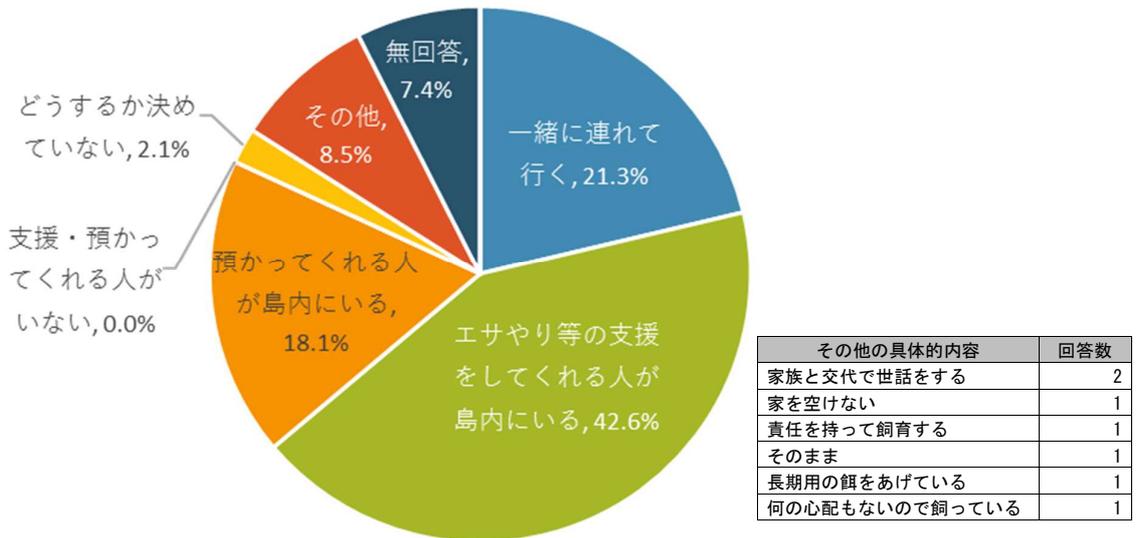
A~C) ペット飼養状況の整理



D) ペットの飼育困難時の対応①

問 現在飼っている動物が**飼育困難になった場合**の対応について、あてはまる項目を**1つ**選んでください。

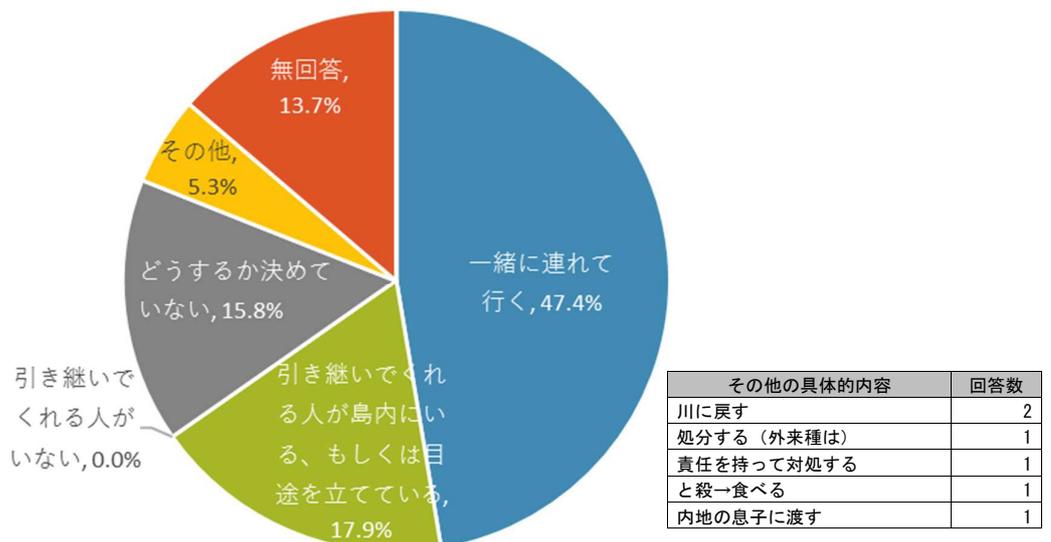
① 旅行、出張等の一時的な場合



D) ペットの飼育困難時の対応②

問 現在飼っている動物が**飼育困難になった場合**の対応について、あてはまる項目を**1つ**選んでください。

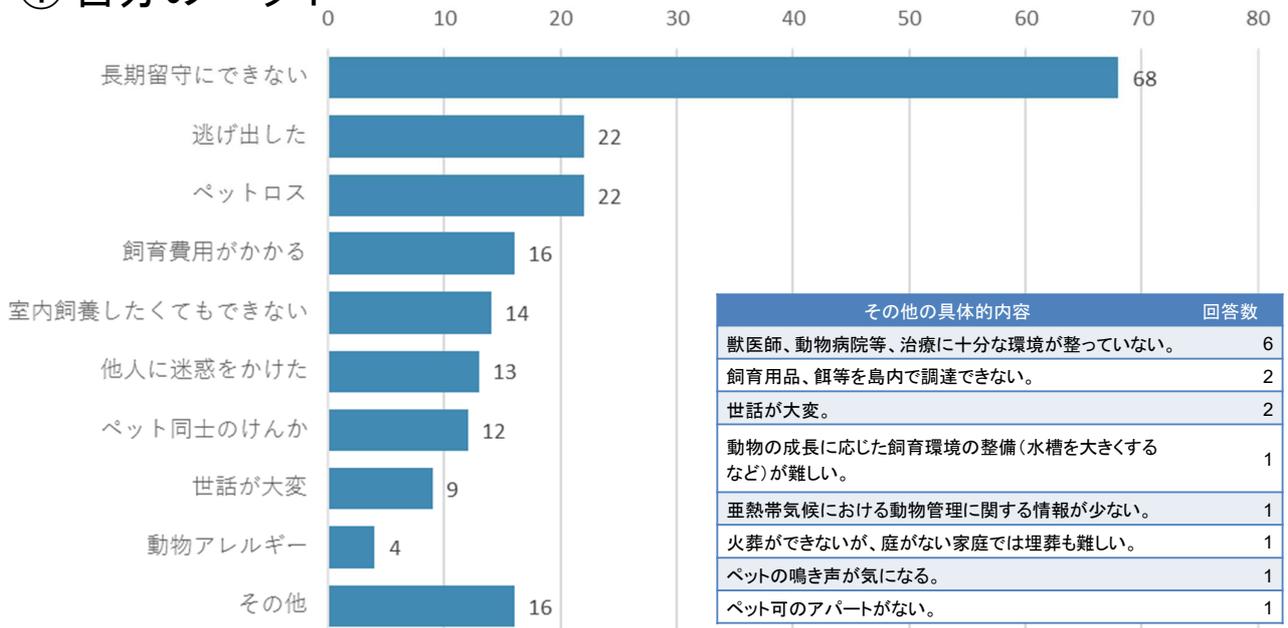
② 引っ越し、病気等の恒久的な場合



E) ペットのトラブル経験①

問 あなたが小笠原で経験したペットの困ったことについて、あてはまる項目を全て選んでください。

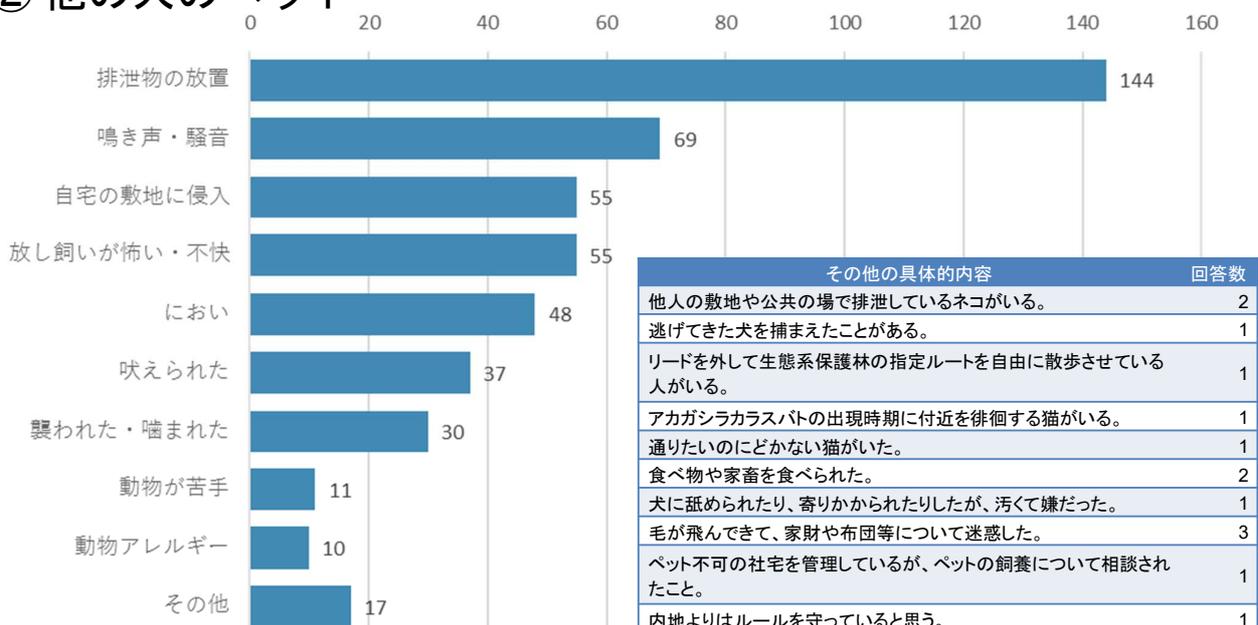
① 自分のペット



E) ペットのトラブル経験②

問 あなたが小笠原で経験したペットの困ったことについて、あてはまる項目を全て選んでください。

② 他人のペット



F) ペットに関する意見・感想①

分類	自由記述内容	回答数
条例をつくることについて	小笠原の自然環境保全のためにペット条例に賛同する。	10
	生き物を飼うことは子供たちにとっても良いことだと思います。そんな環境づくりを期待しています。特に小学校など。	5
	許可制は良いが、飼養可能種が限定されるのは疑問。	4
	ルールを決めても守らなければ意味がない。都営アパートなどの飼育の放置はどう考えるのか。それでもルールをつくるのはおかしいと思う。	3
	ペットとはうまく共存していきたい。	2
	規制を厳しくしすぎて、黙って飼う人が出ないようにしてほしい。	2
条例の内容について	飼養に伴うえさや砂などは条例の対象となるのか。	2
	植物を通販で購入した際に昆虫がついてきたら持ち込みとなるのか。	1
	ペット飼養を制限するのではなく、放置や処分について厳格に定める事が重要ではないか。	1
	条例で飼育可能なペットを指定するというが、指定の判断基準がわからない。	1
	子供が昆虫などを飼いたがるが、どこまで捕まえていいのか。	1
	捕食性ではない淡水魚類は、種の幅を持たせて飼育可としてほしい。	1
	植物は自由であるのに、動物だけ規制するのはなぜか。	1
	飼い主変更や死亡・転出届や抹消手続きについてもルールが必要。	1
	ネコについては室内飼い徹底したほうが良いと思う。	1
	飼い主が糞の始末を放置したら罰金性にしてほしい。	1
	外来種として拡散、増殖させないように「繁殖制限の義務」はもっと明確にしたほうが良い。	1
	飼育数の制限などを設けるならば、ルールを守らない人のみに適用してもらいたいです。	1
	過料が少なすぎる。	1
	埋葬も含め、入島経路から最後まで法の整備も必要かと思う。	1
ペットの飼い方に関する普及啓発が必要。	2	

F) ペットに関する意見・感想②

分類	自由記述内容	回答数
マナー	排泄物の処理に関する苦情	9
	放し飼いやノーリードに関する苦情	10
	一部の非常識な人の非常識な行為のせいで、ペットを飼っている人すべてが悪い人間だと決めつける人がいて迷惑。	3
	ペットの毛に関する苦情	2
	鳴き声や騒音に関する苦情	1
	しつけに関する苦情	1
	以前よりもマナーが改善していると思う。	2
動物愛護	終生飼養について ペットを飼っていた人たちは最後まで責任を持つ	2
ペットに関する施設整備	飼育・治療について 獣医さんと設備を充実させてほしい。手術ができるように麻酔医も常駐させてほしい。	4
	ペット火葬について 最近は獣医さんがいるので安心。	1
	ペット火葬について 火葬できるようになると良い	3
	ドッグランの整備について ドックランのような施設があると犬も飼い主も助かると思う。	3

F) ペットに関する意見・感想③

分類	自由記述内容	回答数
小笠原の自然環境保全について	野良猫よりも野ネコを対策しないと意味がないように思う。猫待ちの数を増やすべき。	4
	ネズミが多くて大変。	3
	癒しだったネコ、ヤギ、アノールがいなくなっていくことが悲しい。	1
	集落の猫調査中は腕章などをつけてほしい。	1
都営住宅でのペット飼養について	ペットのイメージを悪くしないでほしい。	1
	都営住宅はペット不可だが、飼育している人が多数いる。厳しく規制してほしい。	15
	都営住宅なので飼えない。	2
	公営住宅の建て替えなどがあった場合、維持管理費（修復用）、公益費（迷惑料）の分を上乗せしてもよいので、ペット可の建物を作ってはどうか。	1
おがさわら丸のペットルームについて	ネコの引き取り手がなくてネコ捕獲が停滞しているならば、都住、職住で飼育可能にしたらどうか。	4
	おがさわら丸のペットルームは、セキュリティ面が不安。	2
アンケートの実施・集計について	おがさわら丸のペットルームは、小動物（ウサギやハムスターやモルモット）とネコが一緒に心配。	1
	都住ではペット飼育できないのに、このアンケートは何か意味があるのか。	1
	アンケートのフィードバックをお願いしたい。	1
	飼うことが悪いかのように誘導する設問に見える。	1
その他	世帯あたり1通とはどういう考え方なのか。夫婦や親子といえども考え方は異なるのではないか。	1
	犬猫を悪者にするのは止めてほしい。	2
	ペットはパートナーという意識を持って暮らしてほしい。	1
	老犬介護が飼い主との老々介護になってしまった。	1
	ペットは可愛い。いやされます。だけど内地に行く時預けられず大変。それが一番です。	1
	小笠原の気候にそぐわないペットをここ数年目立つ気がします。	1
	自分のできる範囲でやっています	1
	飼育することができない	1
飼わないほうがいいと思う。	1	
困ったことは特になし	1	